



健発第0518002号
平成21年5月18日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕
殿

厚生労働省健康局長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん対策を総合的かつ計画的に推進していく上で、必要な各分野毎の目標が掲げられ、その中でも、がんの早期発見の分野においては、がん検診の受診率を50%以上とする、非常に高い数値目標が掲げられているところである。

このため、地方公共団体と企業との連携によるがん検診の効果的な受診促進の取組、住民が集中する場所におけるがん検診の効果的な受診促進の取組及び特定健康診査と一体となったがん検診の受診促進の取組等を検証する上で必要な検証事例の収集等を行うために、がん検診受診促進企業連携事業を実施することとし、事業の実施に当たっては、別紙「がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を積極的に活用するとともに、貴管内市区町村に周知方願いたい。

なお、本通知は、平成21年4月1日から適用する。

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱

1. 目的

がんは我が国の死因の第1位となっており、がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であるため、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんのがん検診受診率を飛躍的に向上させるための対策を進める必要がある。

本事業は、地域の特性に応じた効果的な普及啓発を進めるため、住民に接する機会を持つ企業等と連携した取組、住民が集中する地域・場所・施設等を活用した取組、国民健康保険をはじめとする保険者が実施する特定健康診査と連携した取組等を行うことにより、住民のがん検診受診への行動を効果的に誘発し、もって当該地域住民のがん死亡率の減少を図ることを目的とする。

2. 委託先

都道府県、市区町村（以下「都道府県等」という。）

3. 事業の内容

本事業を受託した都道府県等は、地域特性や活用可能な社会資源の状況等を踏まえ、地域の実情に応じて、以下（1）から（3）までの事業のうちから1つ又は複数を選んで実施することとする。

なお、下記に定める事業のほか、それぞれの地域の特性に応じて、本事業の目的に沿った効果的な取り組みを実施する場合には、あらかじめ厚生労働省と協議するものとする。

（1）企業との連携による受診促進事業

地域の特性に応じて、顧客対応窓口等で住民に接する機会を持つと共に、地域住民を多数雇用しているなど、高い普及啓発効果が見込まれる企業等と連携して、がんに関する正しい知識及び検診の必要性についての情報提供等を実施する。

（2）エリア集中型受診促進事業

地域の特性に応じて、住民が集中する繁華街・レジャー施設・ショッピングセンター等において、性別、年齢、嗜好品、がんに関する認知度等を考慮に入れて、がんに関する正しい知識、がん検診の必要性及び受診の予約方法等の情報提供等を地域住民に対して実施する。

（3）特定健診との連携による受診促進事業

国民健康保険、被用者保険の加入者又は被扶養者である地域住民に対して、特定健康診査とがん検診の同時実施に向けた取り組みを行ったり、がん検診の受診場所や日時及び受診の必要性等の情報を特定健康診査の受診券と同封したりするなど、特定健診と一体となった受診の促進の取り組みを実施する。

4. 事業の実施

(1) 企画・評価委員会の設置及び運営等

- ① 本事業を受託する都道府県等においては、実施する事業内容に応じて、学識経験者や一般住民、がん対策の推進に賛同する企業、都道府県（郡市区）医師会等の各種関係団体、各種公的団体、NPO等の市民団体等を構成員として、本事業の企画・評価を行うための委員会（以下「企画・評価委員会」という。）を設置するものとする。（なお、地域・職域連携推進協議会などの既存の委員会との合同開催を妨げるものではない。）
- ② 本事業の企画・運営・評価等に際しては、検診対象者が以下の基本原則を踏まえた受診勧奨を受けられるようにすることを目標とする。
 - ア 自分が将来がんにかかるかも知れないという事を認知し、がん検診の指針の間隔どおりに定期的に検診を受診することをライフスタイルに組み込むことにより、自分自身の健康管理ができること
 - イ 必要なときに、がん検診をはじめとしたがんに関する正しい情報を的確に得ることができること
 - ウ 生活や仕事等が考慮されるなど、受診者の視点に立った利便性の高いがん検診を受けることができること
 - エ 質の高い精度管理がなされたがん検診を受けることができること
- ③ 企画・評価委員会での討議を通じて、②の基本原則を踏まえた事業の内容の決定及び実施した事業の評価を行うこととする。特に実施した事業の評価については、企画・評価委員会において必ず行うものとする。
- ④ 企画・評価委員会の運営に当たっては、必要に応じて厚生労働省と協議することとする。

(2) 必要な調査の実施

受託した都道府県等が本事業を実施するに当たって、本事業に関連して地域の実情を把握する必要がある場合には、本事業の一環として必要な調査を行うことができるものとする。

(3) 受診希望者への対応

受託した都道府県等は、本事業によりがん検診の重要性を認知・理解し、行動に移そうとする住民が、がん検診を円滑に受診できるよう、実施時期及び場所等をインターネットホームページ、相談窓口等で案内を行うとともに、市区町村、検診団体・機関との連携により、がん検診希望者の受入体制を十分に確保しながら事業を実施することとする。

(4) 関係団体等との連携

受託した都道府県等は、実施する事業内容に応じて企業、各種関係団体、各種公的団体、NPO等の支援団体等と幅広く連携を図りながら事業を実施することとする。

5. 実施計画の提出

本事業を受託しようとする都道府県等は、がん検診受診促進企業連携等事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

また、都道府県等が本事業の実施につき再委託を行う場合には、あらかじめ実施計画に、再委託の必要性、再委託先の名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに契約金額について記載するものとする。

6. 報告書

本事業を受託した都道府県等は、本事業の実施後、事業評価及び経理報告を含む本事業の結果について報告書を作成し、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長あて送付すること。



健総発第0518001号
平成21年5月18日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔中核市〕

厚生労働省健康局総務課長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施計画書の提出について

標記については、平成21年5月18日付健発第0518002号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により実施することとしたところである。

平成21年度において、本事業の受託を希望する都道府県、市区町村にあつては、別紙様式により、下記のとおり、提出するようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に周知方願いたい。

記

- 1 実施計画書の提出期限
平成21年6月17日（水）
- 2 実施計画書の提出先
〒100－8916 東京都千代田区霞が関1－2－2
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係
TEL：03－3595－2185（島田、富田）

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省健康局総務課長 殿

〇〇〇〇衛生主管部 (局) 長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業に係る
実施計画書の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 実施計画書 (別紙1)
- 2 委託費所要額調書 (別紙2)
- 3 支出予定額内訳書 (別紙3)
- 4 添付書類

(別紙1)

実 施 計 画 書

1 事業の概要

2 事業の方法

3 実施期間

4 再委託の必要性等 (※再委託を行う場合)

(1) 再委託先の名称及び住所

(2) 業務範囲

(3) 契約金額

(4) 必要性

(別紙2)

委 託 費 所 要 額 調 書

実施項目	支出予定額(A)	契約予定額(B)	委託費所要額(C)
	円	円	円
合 計			

- (注) 1 A欄は、委託契約に係る消費税額を含んだ額を記入すること。
2 C欄は、A欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

(別紙3)

支 出 予 定 額 内 訳 書

経費区分	支出予定額	概算内訳
謝金	円	
旅費		
借料		
会議費		
印刷製本費		
通信運搬費		
賃金		
消耗品費		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 本事業を実施するために、臨時に雇用した者を除いては、事業を受託した地方公共団体の職員である者の給与は対象外とする。

別紙2の実施項目ごとに別葉とすること。



健発第0331037号
平成20年 3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん診療連携拠点病院に対する周知をお願いします。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用する。

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にがんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした化学療法、放射線療法等に関する研修

(イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師、がん登録実務者等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修

(イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席

(イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営

(ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援

(エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣

(オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席

(イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援

(ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣

(エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式(がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について(平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知))に基づく院内がん登録(がん患者の診断・治療内容等のデータ登録)を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施

イ 地域がん診療連携拠点病院

院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(4) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支

援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

(5) 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。



健総発第0331003号
平成21年 3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

平成21年度がん診療連携拠点病院機能強化事業
に係る実施計画書等の提出について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号厚生労働省健康局長通知（一部改正：平成20年3月31日健発第0331037号厚生労働省健康局長通知）の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」により実施することとしたところであり、当該実施要綱の4に定める平成21年度における国庫補助金の交付に関し、交付要綱に基づき基準額を定める必要があるため、別紙様式1により当該実施要綱に掲げる事業に係る実施計画書等の提出をお願いする。

なお、貴管内の独立行政法人及び国立大学法人が設置主体であるがん診療連携拠点病院については、別紙様式2及び別紙様式3により、実施計画書等を独立行政法人等から直接、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室あて提出するよう、貴職より周知願いたい。

記

1. 実施計画書等の提出期限

平成21年4月30日（月）

2. 実施計画書等の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係

TEL:03-3595-2185（西塔・伊藤）

3. 補助事業の内示時期

平成21年6月下旬（予定）

1. がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳（総括表）

（単位：円）

		総事業費	収入予定額 (実費徴収額、 寄付その他の収入 予定額を含む)	差引額 ((A)-(B))	対象経費 の支出額	都道府県 補助額	選定額 ((C),(D), (E)のいずれか 少ない額)	((E),(F)の いずれか 少ない額)	((G)×1/2)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
都道府県立病院	〇〇病院								
	△△センター								
	小計								
上記以外の病院	□□病院								
	◇◇病院								
	小計								
合計									

- (注) 1 都道府県立病院とそれ以外の病院に分けてがん診療連携機能強化事業に係る所要額等を記載すること。
 2 (H) 欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
 3 独立行政法人及び国立大学法人が設置主体であるがん診療連携拠点病院については記載しないこと。
 4 各がん診療連携拠点病院ごとに算出すること。

2. がん診療連携拠点病院機能強化事業実施計画書

医療機関名 ()
 拠点病院に指定された時期 (平成 年 月)

(1) がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者(職種等)	人数	研修内容(具体的に記載すること)	備考	実施状況

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

① 都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開催内容(具体的に記載すること)	備考	実施状況

② 研修参加期間中の代診医等の雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医等雇用期間	備考	実施状況

③ 医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備考	実施状況

(3) 院内がん登録促進事業

事業内容(具体的に記載すること)	備考	実施状況

(4) がん相談支援事業

事業内容(具体的に記載すること)	備考	実施状況

(5) 普及啓発・情報提供事業

事業内容(具体的に記載すること)	備考	実施状況

(注) 1 「実施状況」欄には、

- ① 当該補助金を活用して実施するもの
 - ② 自己財源等により実施するもの(資金の支出の有無は問わない)
 - ③ 実施しないもの(実施しない理由を簡潔に記載)
- から該当する数字を記入すること。

2 医療機関ごとに別様とし、各事業の参考となる資料があれば添付すること。

3. がん診療連携拠点病院機能強化事業費支出予定額内訳

医療機関名 (_____)

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳
<p>(がん医療従事者研修事業)</p> <p>報酬 〇〇〇〇</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(がん診療連携拠点病院ネットワーク事業)</p> <p>①都道府県がん診療連携協議会</p> <p>需用費</p> <p> 消耗品費 〇〇〇〇</p> <p>役務費 〇〇〇〇</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>計</p>		<p>講師 〇人×〇円×〇日 = 〇〇〇円</p>

- (注) 1. 「経費区分」欄は、別添「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」改正案(抜粋)の「【改正後】」の「4 対象経費」以外は記載しないこと。
2. 事業区分ごとに支出予定額及び積算内訳を記載すること。
3. 医療機関ごとに別業とし、その合計額を別紙様式1の1の「対象経費の支出予定額(D)」欄に記載すること。

別紙様式 2

医療機関名： (_____)

1. がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳（総括表）

（単位：円）

総事業費 (A)	収入予定額 (B) <small>(実費徴収額、寄付その他の収入予定額を含む)</small>	差引額 (C) <small>((A)-(B))</small>	対象経費 の 予 定 額 (D)	選 定 額 (E) <small>((C), (D)のいずれか少ない額)</small>

2. がん診療連携拠点病院機能強化事業実施計画書

医療機関名 (_____)
 拠点病院に指定された時期 (平成 ____ 年 ____ 月)

(1) がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者 (職種等)	人数	研修内容 (具体的に記載すること)	備考	実施状況

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

① 都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開催内容 (具体的に記載すること)	備考	実施状況

② 研修参加期間中の代診医等の雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医等雇用期間	備考	実施状況

③ 医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備考	実施状況

(3) 院内がん登録促進事業

事業内容 (具体的に記載すること)	備考	実施状況

(4) がん相談支援事業

事業内容 (具体的に記載すること)	備考	実施状況

(5) 普及啓発・情報提供事業

事業内容 (具体的に記載すること)	備考	実施状況

(注) 1 「実施状況」欄には、

- ① 当該補助金を活用して実施するもの
- ② 自己財源等により実施するもの (資金の支出の有無は問わない)
- ③ 実施しないもの (実施しない理由を簡潔に記載)

から該当する数字を記入すること。

2 医療機関ごとに別様とし、各事業の参考となる資料があれば添付すること。

3. がん診療連携拠点病院機能強化事業費支出予定額内訳

医療機関名 (_____)

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳
(がん医療従事者研修事業) 報酬 〇〇〇〇 ・ ・		講師 〇人×〇円×〇日 = 〇〇〇円
(がん診療連携拠点病院ネットワーク事業) ①都道府県がん診療連携協議会 需用費 消耗品費 〇〇〇〇 役務費 〇〇〇〇 ・ ・ ・ ・ 計		

- (注)
1. 「経費区分」欄は、別添「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」改正案(抜粋)の「【改正後】」の「4 対象経費」以外は記載しないこと。
 2. 事業区分ごとに支出予定額及び積算内訳を記載すること。
 3. 合計額を別紙様式2の1の「対象経費の支出予定額(D)」欄に記入すること。



健総発第0318001号

平成21年 3月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

市町村がん検診事業の充実強化について

健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づく健康増進事業として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施されているがん検診（以下「市町村がん検診」という。）については、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、がんの早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%以上とするとともに、すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されることが目標とされているところである。

今般、平成19年6月から開催された「がん検診事業の評価に関する委員会」において取りまとめられた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月）において提案された、複数の市町村のがん検診受診率を同一基準で比較・評価するため用いる対象者数の統一的な考え方を参考として、別紙の通り「推計対象者数」の算出をおこなうとともに、「推計対象者数」を用いた平成18年度のがん検診受診率を、全市町村について算出したところである。

貴職におかれては、上記の算出結果を参考として、市町村がん検診の精度管理・事業評価を適切に行うよう、管内市町村に対する指導・助言方よろしく願います。

また、市町村がん検診については、基本計画等を踏まえ、平成21年度より地方交付税措置を拡充することとしており、貴職におかれては、都道府県がん対策推進計画に掲げるがん検診受診率の目標の達成に向け、当該財源の積極的な活用等による市町村がん検診事業の規模拡大について、管内市町村に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

市町村におけるがん検診の受診率の算出について

背景について

市町村が実施するがん検診（以下「市町村がん検診」）の受診状況等については、「地域保健・老人保健事業報告」（平成20年度から「地域保健・健康増進事業報告」）により毎年公表されている。

一方で、がん検診受診率の分母となる「対象者数」について、各市区町村がそれぞれ独自の考え方により設定しており、このため、複数の市町村のがん検診受診率を同一基準で比較・評価することができなかった。

このため、厚生労働省に設置された「がん検診事業の評価に関する委員会」において専門家による検討を行い、市町村がん検診の受診率を比較・評価するために用いる「対象者数」の統一的な考え方が、同委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月）において提案された。

今回の算出について

この度、同報告書の提案を踏まえ、以下の方法により「推計対象者数」の算出をおこなうとともに、「推計対象者数」を用いた平成18年度のがん検診受診率を、全市町村について算出したところである。

平成19年度以降のがん検診受診率についても、引き続き同様の算出を行っていくこととする。

- 受診率の分母は、上記報告書において提案された考え方を参考として、以下の方法により算出した。各係数には、「平成17年国勢調査」において報告された人数を用いた。

40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）・男女ごとに、以下の計算式で算出した人数を「推計対象者数」とする。
各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

$$\boxed{\text{推計}} \boxed{\text{対象者数}} = \boxed{\text{市区町村}} \boxed{\text{人口}} - \left(\boxed{\text{就業者数}} - \boxed{\text{農林水産業}} \boxed{\text{従業者数}} \right)$$

- 受診率の分子は、「平成18年度地域保健・老人保健事業報告」において報告された各種がん検診の受診者数とした。

- 算出結果は、国立がんセンターがん情報サービス (<http://ganjoho.jp/>) からダウンロード可能。

[トップ](#) → [統計](#) → [集計表のダウンロード](#) → [6. 市区町村別がん検診受診率データ](#)